

## 特定生産緑地(大和市)の指定の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を次のように解除する。

生産緑地地区番号	位置	特定生産緑地解除面積	備考
2	大和市下鶴間字甲一号地内	約 550 m <sup>2</sup>	
4	大和市下鶴間字甲一号地内	約 330 m <sup>2</sup>	
10	大和市下鶴間字甲一号地内	約 690 m <sup>2</sup>	
14	大和市下鶴間字甲一号地内	約 1,480 m <sup>2</sup>	
18	大和市下鶴間字甲一号地内	約 3,000 m <sup>2</sup>	
147	大和市上草柳六丁目地内	約 670 m <sup>2</sup>	
148	大和市上草柳六丁目地内	約 1,030 m <sup>2</sup>	
149	大和市上草柳六丁目地内	約 610 m <sup>2</sup>	
289	大和市福田字甲五ノ区地内	約 720 m <sup>2</sup>	
292	大和市福田字甲五ノ区地内	約 260 m <sup>2</sup>	

「区域は解除図表示のとおり」

合計 約 9,340 m<sup>2</sup>